

喫煙禁止地区（みなとみらい21地区） の指定区域を拡大します



このたび、市庁舎移転やJR桜木町駅新改札の設置にあわせ、喫煙禁止地区の1つである「みなとみらい21地区」の指定区域を令和2年7月1日から新市庁舎周辺まで拡大することとし、本日付で告示しました。

1 過料適用の開始時期（指定日）

令和2年7月1日（水）

2 指定拡大区域

新改札口が設置されるJR桜木町駅南側から、市庁舎の移転先である中区本町6丁目までの約5.5ha（現行4.7ha。計10.2haとなります。）



3 根拠条例

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例

既指定地区（参考）

地区名	開始時期
横浜駅周辺地区（6.2ha）	平成20年1月
みなとみらい21地区（4.7→10.2ha）	平成20年1月
関内地区（4.1ha）	平成20年1月
鶴見駅周辺地区（3.8ha）	平成21年3月
東神奈川駅周辺地区（2.4ha）	平成21年3月
新横浜駅周辺地区（3.8ha）	平成22年3月
戸塚駅周辺地区（7.4ha）	平成30年3月
二俣川駅周辺地区（7.8ha）	平成30年10月

令和2年6月29日（月）
新市庁舎 OPEN



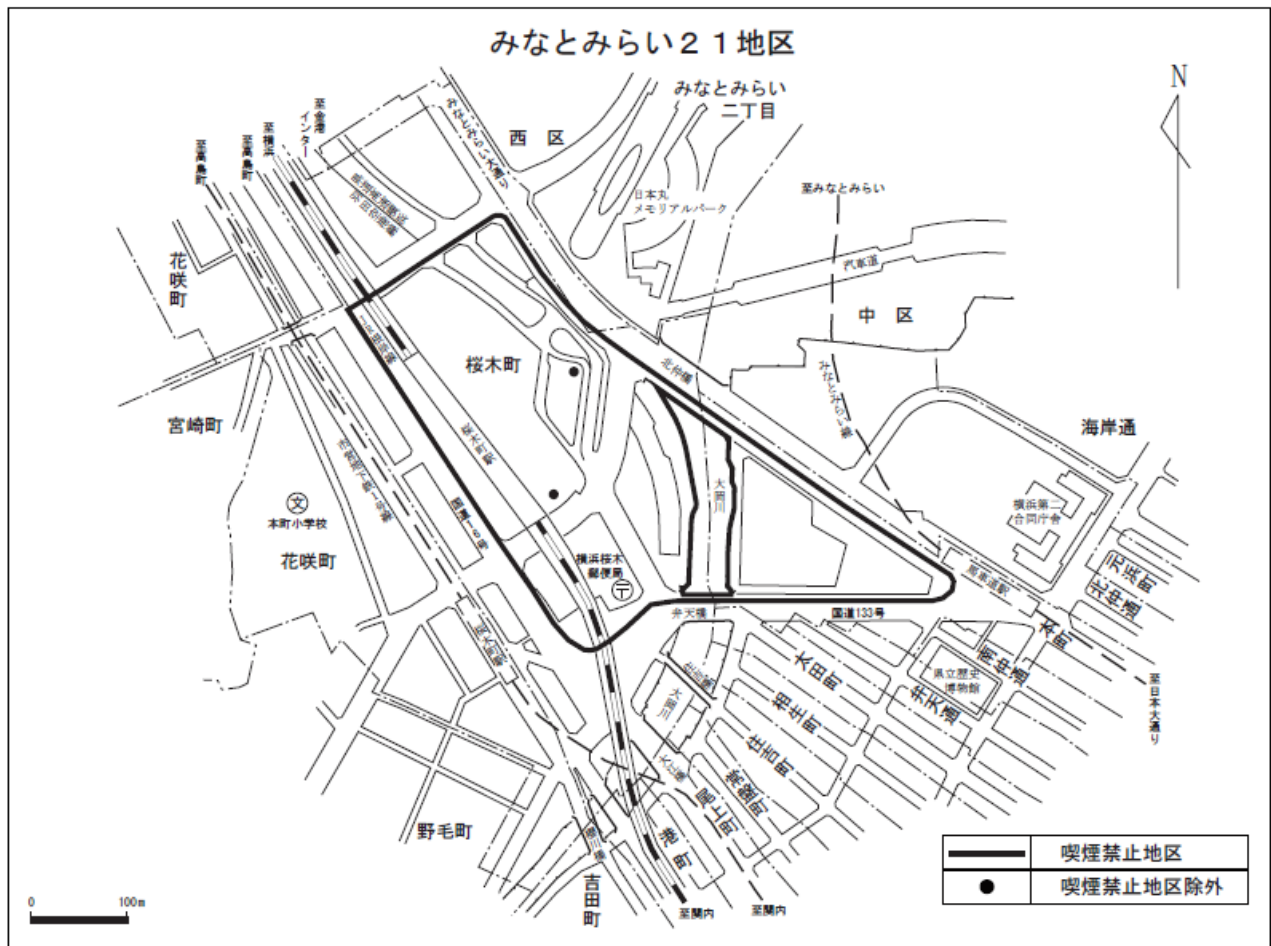
（裏面あり）

【参考】

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例では、たばこの吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、喫煙禁止地区について規定しています。

- ・喫煙とは、たばこを吸うことのほか、火の付いたたばこを持つことも含まれます。
- ・指定地区内の屋外における公共の場所において喫煙した場合、罰則として2,000円の過料を科しています。

《区域図》



※「● 喫煙禁止地区除外」とは、喫煙所の設置場所を指します。

お問合せ先	
資源循環局街の美化推進課長 佐藤 栄次 Tel 045-671-2536	